

渡邊邸展示パネル等制作業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、渡邊邸展示パネル等制作業務（以下「本業務」という。）の受託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するための必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 業務の名称 | 渡邊邸展示パネル等制作業務 |
| (2) 履行場所 | 国指定重要文化財渡邊邸ほか |
| (3) 業務内容 | 別紙「渡邊邸展示パネル等制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）による |
| (4) 業務期間 | 契約締結日から令和8年12月28日（月）まで |

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務は、国指定重要文化財渡邊邸の展示パネル等の制作するものである。

国指定重要文化財渡邊邸が有する歴史的・建築的価値を十分に理解した上で、その魅力や文化的背景への理解を一般観光客及び増加するインバウンド旅行者に対して効果的に発信する必要があるため、価格のみによる競争では上記の条件に適合する業者が選定されとは限られないため、プロポーザル方式を採る。

4 プロポーザルの方法

業務の性質上、広く提案を受けることが望ましいため、公募型とする。

5 実施スケジュール

(1) 公募開始	令和8年8月25日（火）
(2) 質問書受付締切	令和8年9月1日（火）
(3) 質問書回答期限	令和8年9月3日（木）
(4) 参加申込書受付締切	令和8年9月7日（月）17時まで
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年9月11日（金）17時まで
(6) プレゼンテーション	令和8年9月16日（水）
(7) 審査結果通知	令和8年9月18日（金）

ただし、日程については事務上の都合により変更する場合がある

6 応募資格要件

- (1) 本村の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第75号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）および関川村暴力団排除条例（平成21年条例第19号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 公示日現在において、新潟県及び県内市町村において、入札参加資格の指名停止を受けていないこと。
- (7) 国税（法人税または所得税、消費税及び地方消費税）及び市町村税（会社所在地の自治体に係る部分）の滞納がないこと。

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年9月1日（月）17時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。なお、メール件名は「渡邊邸展示パネル等制作業務に係る質問（事業者名）」とし、電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。
- (3) 提出先 関川村 教育課 生涯学習班 TEL 0254-64-1491
syogai-gakusyu@vill.sekikawa.lg.jp
- (4) 回答方法 関川村教育課から令和8年9月3日（木）に電子メールにて送付

8 公募型プロポーザルへの参加意思の表明

- (1) 提出期限 令和8年9月7日（月）17時まで
- (2) 提出方法 参加表明書（様式1）を郵送（書留）又は持参により提出すること。
- (3) 提出先 〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地
関川村 教育課 生涯学習班 TEL 0254-64-1491
- (4) その他 参加表明者には、別途プレゼンテーション日程等を通知する。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年9月11日（金）17時まで
- (2) 提出方法 下記(4)の提出資料を郵送（書留）又は持参により提出すること。
- (3) 提出先 〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地
関川村 教育課 生涯学習班 TEL 0254-64-1491

(4) 提出資料

- | | |
|--------------------|----|
| ① 会社概要（様式3） | 2部 |
| ② 業務実績調書（様式4） | 2部 |
| ③ 業務実施体制調書（様式5） | 2部 |
| ④ 提案書（様式任意） | 2部 |
| ⑤ 経費見積書（様式6、任意様式可） | 1部 |
- ※内訳明細書添付。具体的な項目や数量、積算内訳、金額等を明記すること

- | | |
|----------------------|----|
| ⑥ 履歴事項全部証明書 | 1部 |
| ⑦ 納税証明書（国税） | 1部 |
| ⑧ 納税証明書（市町村民税、固定資産税） | 1部 |

※⑥～⑨については、提出日の3か月以内に発行されるものとし、写しも可とする
※⑧の納税証明書については、会社所在地の自治体に係る税分とする

(5) 提案書の書式

- ① A4判、6ページ以内、ページの通し番号を付し、両面印刷し、3枚以内とすること。
- ② 文字サイズは、12ポイント以上で作成すること。
- ③ 別紙「仕様書」（4 業務の内容）に記載された（1）～（3）及び（6）について

- て各1点以上の提案をすること。なお、プレゼンテーションにおいては、提案書のほか、上記(4)提出資料として提出した①～③及び⑤についても簡潔に説明を行うこと。
- ④ 提案上限額の範囲内において、仕様書記載の業務内容以外で、本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことができることとする。
 - ⑤ 提案書提出期限後の差し替え等は認めない。
 - ⑥ プレゼンテーションは、原則として、上記(4)提出資料を使用するものとし、審査員に同書類を配布する。

10 企画提案書の審査・選定方法

(1) 審査方法

参加資格が確認された提案者から提出された提出物については、書類審査及びプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを行ったうえで審査する。

(2) プレゼンテーション方法

- ① 日 程 令和8年9月16日(水)
実施時間及び会場については、令和8年9月14日(月)に参加表明書提出者に電子メールで通知する。
- ② 実施時間 1事業者20分以内(他に質疑時間10分で計30分)
- ③ 参加人数 2名以内とする。
- ④ 資 料 プレゼンテーションは提案書に沿って行い、追加の資料提示は認めない。

(3) 選定方法

別表の評価基準により評価(採点)を行い、評価基準の合計点が過半数以上の者、かつ最も高い評価を得た企画提案を行った者を第1優先交渉権者とする。ただし、企画提案者が1者のみであっても企画提案の評価を実施し、審査点の平均が6割を超え、適正な提案と判断された場合には、審査者の協議を経て第1優先交渉権者とする。

(4) 審査結果

審査結果は、書面により通知する。また、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 結果の公表及び方法

審査結果は村ホームページで公表する。公表する内容は評価項目、点数配分、参加事業者名、採点結果(各大項目の得点及び合計点)とする。ただし受託候補者以外の事業者名と採点結果は対応させない。参加事業者が2者の場合は採点結果のみ公表し、事業者名は公表しない。

(5) 失格事項

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする

- ① 参加申込書又は提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載が認められた場合
- ③ 提案限度額を超える費用概算が提出された場合
- ④ プレゼンテーション開始時間までに会場に到着しなかった場合。ただし、事故等によるやむを得ない事情により参加が出来なくなった場合は、速やかに事務局に連絡し指示を受けること。
- ⑤ 審査の公平性を害する行為が認められた場合
- ⑥ その他、審査会が不適合と判断した場合

(6) その他留意事項

- ① 提出された提案書等の取扱い
提案書は返却しないものとする。また、提案書作成のために事務局から受領した資

料は許可なく公表・使用してはならない。

② 経費の負担

当該業者選定に際し、各業者が要した経費の支払いは行わない。

11 問い合わせ先

〒959-3265 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

関川村 教育課 生涯学習班 担当：渡辺

TEL 0254-64-1491 FAX 0254-64-0079

Mail syogai-gakusyu@vill.sekikawa.lg.jp

別表 1

「渡邊邸展示パネル等制作業務」に関するプロポーザル評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 会社実績、業務の実施体制、 担当予定者の経歴・実績・本業 務との合致の度合い	・事業者の実績と専門性 ・担当者の実績と専門性 ・本事業内容との合致	10
2 企画提案	・本業務の趣旨を十分理解し、デザインを通じた魅 力づくりにつながる企画内容となっているか	30
	・制作物のデザイン案に高い訴求力が期待できるか	30
	・独自提案	10
3 業務工程	・業務の確実性	10
4 見積額	・費用の妥当性	10
合計		100